

いじめ防止対策基本方針

1 基本理念

いじめは人間として絶対に許されないことであり、また、どの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

いじめは、単にいじめを受けている生徒（被害者）といじめている生徒（加害者）との関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっており、周りではやし立てる生徒（観衆）や見て見ぬ振りをする生徒（傍観者）も、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめられている生徒といじめている生徒との関係は、立場が逆転する場合もある。したがって、傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことも必要である。

些細なことでも親身になって生徒の相談に応じ、組織的に対応することにより、いじめの発生及び深刻化を防ぎ、いじめを許さない学校全体の雰囲気づくりにつながると考える。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（1）いじめの様態

- 1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5) 金品をたかられる。
- 6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7) いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 他

3 組織及び対応

(1) チームの編成

校長、副校長、教頭、普通科科长、総合学科長、普通科長補佐、総合学科長補佐、生徒指導部長、生徒指導副部長、保健主事 養護教諭、スクールカウンセラー

※事案に応じて、外部相談員として愛知県中村警察署生活安全課少年係の担当者に参加していただく。

(2) 役割分担

1) 情報整理

2) 対応方針

3) 担当分担

※事案に応じて、柔軟に編成する。

4 校内の指導体制（いじめの早期発見）

(1) いじめを発見する手だて

1) 教師と生徒との日常の交流をとおした発見

2) 複数の教員の目による発見

3) アンケート調査

4) 教育相談をとおした把握

5) 生徒会が主体となった取り組み

(2) 学級内の人間関係を客観的にとらえる

(3) いじめを訴えることの意義と手段の周知

(4) 保護者や地域からの情報提供

5 年間計画

4月	相談窓口の周知（全ての教職員が相談窓口となる。 いじめ防止対策委員会
6月	いじめアンケート調査①（定期考査最終日） Q-U（学級集団アセスメント）調査 いじめ防止対策委員会
7月	三者面談 いじめ防止対策委員会
9月	いじめアンケート調査②（定期考査最終日）
11月	Q-U（学級集団アセスメント）調査 いじめ防止対策委員会
12月	二者面談 いじめ防止対策委員会
2月	いじめアンケート調査④（定期考査最終日）
3月	いじめ防止対策委員会

6 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会については、年４回（４月、７月、１１月、３月）の会議を開催し、取り組み状況の把握及び検証を行い、必要に応じ指導体制の見直し等を行う。

いじめ防止対策教職員マニュアル

1 未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。いじめの未然防止にあたっては、教職員の気づきが大切となり、生徒と同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、場を共にすることが必要である。生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を育むことが重要である。また、学級診断アセスメント調査等を用いて、信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(2) 未然防止のための措置

1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識を持つ。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、教職員が生徒達に愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開していく。これにより、生徒達に自己存在感や充実感を与えることができる。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達を大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

- 4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。
- 5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権HRにおいて具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

2 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。

教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そのためには、生徒達の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

担任以外のいじめ発見も増えており、教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

(2) 早期発見のための措置

- 1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年3回実施する。

定期的な教育相談の機会としては、学期毎の面談がある。日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していくことも大切である。

- 2) 保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について連絡しておくことが必要である。
- 3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく、学年集団として共有することも大切である。
- 4) 保護者会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください。」「担任に相談しづらい場合には、直接校長や学年主任に気軽に相談してください。」と校長や生徒指導部長、学年主任、担任が繰り返す。

返すことで、相談体制を広く周知する。

定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。

- 5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

3 早期対応

(1) 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- 2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導部長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が理事長に報告する。
- 4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- 5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- 1) いじめた生徒を定められた期間別室指導や家庭謹慎とすることにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策組織が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- 1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- 2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- 3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- 1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。
- 2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- 1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策組織において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- 2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- 3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。